

議案第95号

和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、「さいたま市立指扇公民館外42館で使用する電気」の電気需給契約に関し、下記のとおり和解をすることについて議決を求める。

令和5年2月24日提出

さいたま市長 清水勇人

記

1 和解の内容

- (1) 乙は、甲に対し、和解金として12,661,020円を支払う。
- (2) 乙は、甲に対し、(1)の金員を、本和解が成立した日から起算して10日以内に、甲が指定する金融機関口座に振込む方法により支払う。なお、振込手数料は、乙の負担とする。
- (3) 乙が、(1)及び(2)の和解金の支払をしたときにはその支払日において、甲は本契約に関する一切の損害賠償請求権を放棄する。乙は、(1)及び(2)の支払を忘了の場合、(1)の和解金額に加えこれに対する(2)の支払期限の翌日から支払済みまで年3%の遅延損害金の支払義務があることを認め、これを直ちに支払う。
- (4) 甲と乙は、和解書作成により本件が全て和解に至ったことを認め、甲と乙との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことをそれぞれ相互に確認する。

2 当事者 甲 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市

さいたま市長 清水 勇人

乙 東京都千代田区丸の内1丁目6番5号

株式会社ウエスト電力

代表取締役 中村 公俊

3 事件の概要 甲と乙が、令和3年12月13日に締結した「さいたま市立指扇公民館外42館で使用する電気」の電気需給契約について、乙の事業廃止に伴い電力供給を受けることができなくなったことにより、甲が被

った損害の賠償を乙に求めたもの